　（生産者）

農業者番号　　　　　－

令和　　　年度産

麦・大豆・そば・なたね　出荷・販売契約書

飼料作物（水田放牧含む）利用供給協定書

　生産者　　　　　　　　　　　（以下「甲」）という。）と受入者　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次の作物を甲が生産し、乙に売り渡すことについて、次のとおり「出荷・販売契約／利用供給協定」を締結する。

　なお、この契約／協定書は**甲乙記名押印**の上、**２部作成**し、**各々１部を保管**し、**写しを地域農業再生協議会**（市役所農林水産課、各支所地域振興課又は農業協同組合）**に提出する。**

（作物名・販売予定数量等）

第１条　甲の生産ほ場、面積、作物名（銘柄）、販売予定数量等は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 生産ほ場の地名・地番・面積 | 銘柄 | ※契約面積 | ※単収 | 販売予定数量（kg） |
| 一覧表のとおり |  | a | kg/10a | kg |

* 契約面積は、「水稲生産実施計画書兼営農計画書（４枚複写）」に記載された当該作物の作付面積とし、出荷販売なし（自家

用）のほ場がある場合は、面積に含めない。

　　また、「水田活用の直接支払交付金」の交付対象面積との整合がとれなければならない。

特に、麦・大豆・そば・なたねについては、「畑作物の直接支払交付金」に取り組む場合、契約面積に単収を乗じた数量が

販売予定数量（生産数量目標）となる。

※　麦・大豆・そば・なたねの単収は、農林水産省の都道府県別の統計情報の地域平年単収を用いる。

※　飼料作物の場合、単収は販売予定数量を契約面積で割り戻して計算する。

（販売価格）

第２条　販売価格は、市場実勢価格等を参考に甲乙が協議して予定するものとし、天候被害等により価格が高騰・下落し、販売価格を変更する場合も、甲乙が協議して決定する。

当初予定販売価格　　　　　　　　円／　　ｋｇあたり

（代金の支払）

第３条　乙は、支払請求を受けた日から起算して　　日以内に販売代金を支払うものとする。

（契約履行に係る留意事項）

第４条　販売予定数量に大幅な修正が生じる場合は、甲は乙に速やかに通知しなければならない。

（疑義の解決）

第５条　この契約・協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

　　　　　　年　　月　　日

（生産者　甲）

住　所

氏　名

電話番号

（受入者　乙）

住　所

氏　名

電話番号

（別紙）

生産ほ場の一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生産ほ場の地名・地番 | 作付面積 | 備考 |
|  | ㎡ |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

（受入者）

農業者番号　　　　　－

令和　　　年度産

麦・大豆・そば・なたね　出荷・販売契約書

飼料作物（水田放牧含む）利用供給協定書

　生産者　　　　　　　　　　　（以下「甲」）という。）と受入者　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次の作物を甲が生産し、乙に売り渡すことについて、次のとおり「出荷・販売契約／利用供給協定」を締結する。

　なお、この契約／協定書は**甲乙記名押印**の上、**２部作成**し、**各々１部を保管**し、**写しを地域農業再生協議会**（市役所農林水産課、各支所地域振興課又は農業協同組合）**に提出する。**

（作物名・販売予定数量等）

第１条　甲の生産ほ場、面積、作物名（銘柄）、販売予定数量等は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 生産ほ場の地名・地番・面積 | 銘柄 | ※契約面積 | ※単収 | 販売予定数量（kg） |
| 一覧表のとおり |  | a | kg/10a | kg |

* 契約面積は、「水稲生産実施計画書兼営農計画書（４枚複写）」に記載された当該作物の作付面積とし、出荷販売なし（自家

用）のほ場がある場合は、面積に含めない。

　　また、「水田活用の直接支払交付金」の交付対象面積との整合がとれなければならない。

特に、麦・大豆・そば・なたねについては、「畑作物の直接支払交付金」に取り組む場合、契約面積に単収を乗じた数量が

販売予定数量（生産数量目標）となる。

※　麦・大豆・そば・なたねの単収は、農林水産省の都道府県別の統計情報の地域平年単収を用いる。

※　飼料作物の場合、単収は販売予定数量を契約面積で割り戻して計算する。

（販売価格）

第２条　販売価格は、市場実勢価格等を参考に甲乙が協議して予定するものとし、天候被害等により価格が高騰・下落し、販売価格を変更する場合も、甲乙が協議して決定する。

当初予定販売価格　　　　　　　　円／　　ｋｇあたり

（代金の支払）

第３条　乙は、支払請求を受けた日から起算して　　日以内に販売代金を支払うものとする。

（契約履行に係る留意事項）

第４条　販売予定数量に大幅な修正が生じる場合は、甲は乙に速やかに通知しなければならない。

（疑義の解決）

第５条　この契約・協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

　　　　　　年　　月　　日

（生産者　甲）

住　所

氏　名

電話番号

（受入者　乙）

住　所

氏　名

電話番号

（別紙）

生産ほ場の一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生産ほ場の地名・地番 | 作付面積 | 備考 |
|  | ㎡ |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |